

緑の風 NEWS

JR東労組

NEWS



JR東労組ホームページ

East Japan Railway Workers' Union 2026年2月9日 No.67

秋田地本で発生した「社員との関り」メールに関する緊急申し入れ（秋田地申第5号）の団体交渉が行われる！①

1. 今事象について事実を調査し、明らかにすること

【会社回答・見解】

秋田統括センターにおいて人材育成を目的として、社員との関りを深めるため、管理者間で社員管理に関する必要な情報をメールで展開したものであるが、同統括センター内の全社員にメールが誤って送信されたものである。なお、関係社員には厳しく注意指導を実施した。

2. 他の職場において同様の事実がないか調査すること。

【会社回答・見解】

本申し入れを受けて全箇所に事実確認を行ったところである。

主な会社側の主張

- ・メールがあったこと、内容については事実。
- ・所長にもメールは共有されているが、内容までしっかり確認していない。
- ・代表者選挙が近づくと、社員間に緊張が生まれることを想定している。社員との関りで安心感を持たせる為、育成担当者との関りをお願いした。
- ・1月末までに深く社員と関ってほしいという意図。
- ・名簿の取り消し線については、休職者や異動した社員、担当を変更しようと検討している社員である。検討途中で誤ってメールを送ってしまった。
- ・取り消し線があったため、管理者は自分の担当ではないと思っている。
- ・不当労働行為の意図はないが、組合員に取り消し線が引かれていたことからすれば、

不当労働行為と捉えられかねない。重く受け止めている。

議論をしても納得性に欠けるため、以下の2点について再調査を求める



- ①なぜ、組合員に取り消し線をしたのか
- ②担当を変更しようと検討してから、確定した日はいつか